

栄村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年9月25日制定
令和5年3月28日改正
栄村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

栄村の総面積は271.66km²の広大な面積を有し、97%を山林原野が占めており、農地は2.8%と、水稻を中心に作付けされており小規模な兼業農家が多数占めている。

特に農地の大部分を占める中山間地域では、専業においては水稻と菌茸・畜産・野菜等を組み合わせた複合経営が主である。しかしながら農業従事者の減少と高齢化による営農継続を断念し、農地の荒廃が進行するなど様々な課題が生じている。

後継者不足による担い手への農地集積・集約化が進まない状況であり、新たな遊休農地の発生に懸念されることから、各集落営農組織体制強化や法人化を進め、担い手の育成・確保や新規参入を促進し、農地利用の集積・集約化に取り組んで行く必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、栄村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和9年度を目標年度として農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しするものとするが、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状			

(令和5年3月)	595 ha	24 ha	4%
3年後の目標 (令和8年3月)	577 ha	14 ha	2.4%
目 標 (令和10年3月)	567 ha	7 ha	1.2%

※農地法第30条第1項の規定による利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号及び第2号を加えた遊休農地面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消への推進方法

- ① 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- ② 農地パトロールについては、年間を通じて実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③ 農業関係者との懇談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- ④ 農業委員会は、JAながの、村農業者団体と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- ⑤ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	595 ha	181 ha	30.4%
3年後の目標 (令和8年3月)	577 ha	187 ha	32.4%
目 標 (令和10年3月)	567 ha	191 ha	33.7%

※農地の利用権設定面積に当年度の利用権設定及び中間管理事業の新規面積を加えた集積面積とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて認定農業者等の中心経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

② 「農地中間管理機構」等との連携

農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と農地中間管理事業への移行促進

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の更新時期における農地中間管理事業への移行を促進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がいない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業や国庫、県単事業の連携による実施者の負担軽減策の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

④ 農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

農地所有者等が所在不明な農地については、農業委員会の公示後、県知事の裁定で農地中間管理機構が利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に務める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和5年3月)	1人	0法人
3年後の目標 (令和8年3月)	2人	1法人
目 標 (令和10年3月)	3人	2法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

県・県の農業委員会ネットワーク機構、県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェアへの参加・活用

市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の別段の面積を設定または見直しを行い、新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。